令和3年3月

大木町農業委員会総会

議 事 録

令和3年3月大木町農業委員会 総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年3月10日(木)午後1時25分から午後2時55分
- 2. 開催場所 大木町役場 3階 第1会議室
- 3. 総会構成人員現在総数 18名
- 4. 出席委員 (18名)
 - 1番 荒巻 明子
 - 2番 山口 茂德
 - 3番 田中 良房
 - 5番 黒田 安利
 - 6番 松本 久吉
 - 7番 山縣 吉子
 - 8番 平木 俊博
 - 9番 北原 幸則
 - 10番 熊本 森行
 - 11番 松永 靜義
 - 12番 池口 活友
 - 13番 山城 都行
 - 14番 石橋 隆
 - 15番 牟田口 美智子
 - 16番 田中 稔男
 - 17番 真辺 恵子
 - 18番 井手 正宏
 - 19番 眞崎 萬次(会長)
- 5. 欠席委員 (0名)
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 廣松 栄治 係 長 荒巻 信二 書 記 北原 俊佑

7. 議事内容

- 1. 議事
 - 1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 2) 農地法第3条の許可申請について
 - 3)農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について
 - 4) 地域の農業の振興に関する計画及び農業振興地域整備計画に関する意見について

8. 会議の概要

議長

定刻前ですが始めたいと思います。皆さんこんにちは。

3月に入って福岡県では、新型コロナの非常事態宣言が解除されまして、 コロナも沈静化の動きが見られますけれども、大木町においては30人と いう陽性者が発生しているという事で、まだまだ油断できる状況ではない ようですので、お互いに予防策につとめていただきたいと思います。

また、季節の進みも例年になく早く、今週末には桜の開花も予測されておりますので、心ウキウキ楽しい花見をしたいのはやまやまですが、節度ある行動をしていただきたいと思います。

それでは、大木町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席していますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。

ではただいまより、3月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いを申し上げます。

本日の議事録署名人を、16番委員田中稔男委員、17番委員真辺副会長にお願いをいたします。

それでは議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので質疑を終わります。

議案第1号の通知を終わります。

次に議案第2号「農地法第3条の許可申請について」を議題といたしま す。整理番号1番を議題といたします。

事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読説明が終わりました。

地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員

これは、農業次世代人材投資資金を受ける為の申請でございますので、 何ら周りの農地に対しては問題ないと思いますので、よろしく協議の程お 願いいたします。

議長

地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので、質疑を終わります。

採決いたします。整理番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め整理番号1番を承認することに決定いたします。 議案第3号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設 定について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。 議案第3号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め、議案第3号を承認することを決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

それでは会議を再開いたします。

議案第4号「地域の農業の振興に関する計画及び農業振興地域整備 計画に関する意見について」を議題といたします。

事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読説明が終わりました。

それでは、産業振興課農振担当者から今回の見直しの件について説明を求めます。

古賀係長

(説明「省略」)

議長

産業振興課農振担当者からの説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

井手副会長

はい。

議長

はい。井手副会長。

井手副会長

協議会の会議に出ている人たちは納得し、わかるだろうが、今の説明では絶対にわからない。

この前の農振協議会のときに各校区か地域で説明会をすると言っていた。それもないのに、いきなり意見を言えといわれても困るだけだ。

古賀係長

説明会については、コロナの関係で開催は厳しいということで、広報誌 で周知をさせていただいたということです。

井手副会長

では、これを地区ごとにみんなチェックしてもらうということ?

古賀係長

以前から説明させていただいておりますが、個別の見直し等ではありませんので、先ほど最初に申し上げましたある一定の方針に基づいて除外になる部分を選択してきております。

今回は青地の指定と言う事になっております。県からも何もないのに除外をするということは出来ませんというところは聞いておりましたので、方針に基づいてある一定の除外と青字の指定の判断を行わせていただいてるところです。今回縦覧公告等の当然法手続きが入ってきますので、その中で個別の地番を除外してくれとご意見をお出しいただいても、それどおりにはいかないということになってくると思います。

ただ、縦覧公告の中で異議申し出の手続きがございますので、もし出された場合はそのご意見をもとに、検討をして修正を加えるのか、そのままいくのかという法的な手続きになってまいります。

井手副会長

この一番最初の文章に書いてあることを、もう少し違う文章に変える必要があるのではないですか?

廣松課長

いろいろご意見をいただき、ありがとうございます。

古賀から説明させていただきましたが、今回全体見直しということでさせていただいた分ですが、もともと土地改良区で受益としてなっていました狭小農地が青地になっていましたので、そういうところを整理させていただいています。

自治総合計画におきまして、人口減少時代において、大木町が人口を一定に保つ必要があるという事で、駅周辺につきましては第3種農地というところまでで、優良農地という扱いではなく、白地という形でしていこうと思っております。

先ほど井手副会長からも指摘があった箇所の入れ込みをさせていただいています。井手副会長が言われました自治総合計画の策定を勧めておりまして、今日議会にて承認をいただきましたが、その自治総合計画の中では農振ではどうしても出来ない農地の開発はなかなか難しいので、自治総合計画におきまして国土利用計画に基づく土地利用の見直しを検討するとい

う事で農振法とか都市計画法よりももう少し上位の制度、その計画に沿った全体の土地利用計画をしていこうという方向があります。

その辺も含めて、まだ進んでないところもありますが、土地改良してある優良の農地もありますが、そちらについても少し穴あけが出来るようなことで今後検討していきたいということもありますので、今回作成しました農振の計画についてこのような周知をさせていただいているところでございます。

農業委員会からのご意見をいただきたいというところは、大きくは優良 農地を守るというかたちで、土地改良事業地区で固まりがある部分につい て優良農地というかたちで、福土であったり、笹渕地区の優良農地だった り、横溝の大溝西部地区、蛭池の土地改良されている所は優良農地という かたち、集落については、元の計画には青地が入り込んでいましたがその 辺は2年かけて1筆1筆拾い出して外すようにしているところです。

駅周辺ですが、八町牟田周辺についても青地のほうが残っていましたが、 そちらも土地改良していないところは、外すことにしております。

大莞校区については、土地改良の事業地区になっていますので、集落に 狭小農地が残っている分は、外すようにしております。優良農地を残すと いうのが農振計画ですので、今までは除外する地番を拾い上げていました が、今回は守るべき農地を2年間かけて整備をしたというところです。こ れにつきまして農業委員会全体としてご意見をいただければと思いますの で、よろしくお願いいたします。

議長

松永委員。今の課長の説明がありましたが。

松永委員

土地利用計画を作るということでしたが、それと並行してするということではないのでしょう?

議長

はい。課長どうぞ。

廣松課長

農振の計画につきましては、農振法に基づくものですので、優良農地を守るゾーンを明らかにするというものです。都市計画法については、あまり詳しくありませんが、ある一定開発をする具体的なものがあって、その区域をどういうふうな穴あけして、どう開発するかというのが日本の個別法の二つくらいで土地利用の中にあります。それのもう一個上に土地利用計画法というのがあって、それに基づく土地利用計画であると両方が下にきますので、ここを検討していくことによって個別法によるこの二つも網羅して、大木町全体としてゾーニングをするという考え方で今後検討していきたいというところです。

松永委員

はい。

議長

はい。松永委員。

松永委員

企業誘致とかが出てくる時には、農振用地も潰さなきゃいけないというようなこともないとは限らないので、協議会を開いてどういう風にしていくかという話し合いは出来るのですか?

廣松課長

はい。そうです。

議長

はい。井手副会長。

井手副会長

青地の方が増えたとありましたが、増えた理由は何ですか?

議長

はい。古賀係長。

古賀係長

青地の農振区域が増えたと言いましたが、青地農地は減っております。 ただ、土地改良(国営事業で作られた土地改良)の国営幹線水路、管理 用道路を農業用施設用地という事で編入しております。

議長

いいですか?他に意見はありませんか?はい。池口委員。

池口委員

資料にある各地域の自然条件に応じた効率的利用を図っていくとありますが、自然条件とは何ですか?

あと、農業経営と営農とはどう違うのですか?

保健性というところですが、この内容は保健性のことなんでしょうか? また、利便性のことですが国道442号とそれと交差する日本の主要地 方道が重要であるとあり、維持管理更新など総合的な整備を促進していく 必要があるとあるが、これは町がすることではなく、県がすることでは?

議長

では、ひとつずついきましょう。

各地域の自然条件に応じた効率的について、課長にお願いします。

廣松課長

各地域の自然条件に応じた効率的という所で、自然条件とはというところですが、人、農地プラン実質化において3校区でプランを立てています。

自然条件というものですが、大溝地区は山ノ井川から用水路を確保するとか、花宗川からは木佐木、大莞のほうに入るとか、そういうところの自然条件という所です。地下水を含めての自然条件も若干違っておりまして、大莞のほうでは地下水が良く、横溝のほうになると、地下水を使うのはなかなか難しいと、そういったところについての記述ということでお願いします。

議長

よろしいでしょうか?次の回答を古賀係長お願いいたします。

古賀係長

これは、文脈の所での文言の違いというところではありますが、農業経営というのは業として経営をしてある状態、営農というのは農業を営むということですので、農業経営となってくると経営の状態のことを主に言ったことで、営農というのは農業を営むこと全てについてということの文言の違いという事で認識をしております。

議長

はい。課長。

廣松課長

私の認識として農業経営というのは農業で営むということになります。 営農につきましては地域の特性を活かして営農ということで、先ほども 申し上げましたとおり、地下水であったり、平坦ではありますが大溝地区 は土地利用型の農業経営、木佐木・大莞については施設園芸型というかた ちの農業の形態を営農と書かせていただいています。

農業経営もいろんな形態の中の農業の経営。営農についてはそれぞれの作目であったり政策であったりを指すような言葉という事で整備をしているところです。

議長

はい、平木委員どうぞ。

平木委員

こういうのを進める時は、もう少しみんなが理解した中でやらないと、後から挫折してかえって進まないということになりかねない。

急がなければならないのはわかりますが、みんながもう少しレベルを上げるようないろいろな教育とか、住民の方にも農業をしている方にも少し分かったようなかたちで進めないといけない。

計画を持つのはいいが、みんなが理解していないのに進められても、何が何かわからない。あとから必ず問題が出てきて、挫折してしまうと思います。今周りの方と話してみても、狐につままれたような感じで何の話だろうかという感じです。もう少し理解をさせてから、話をしてもらわないと、自分たちだけわかって、私たちには全然わからない。

地元の方にもある程度説明しなければならない。

田中委員

わかっている人は、分かっているように話す。分からない人には何の話か全く分からない。分からない人にわかるように話してくれればいいが。 わかっている人用に話されても困る。

課長

いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。

今回ご意見をいただく分について、素案でございまして、ご意見を頂いたあとに法手続きというものがあって、その中でまた住民の方から意見を頂く時間があります。その前段として関係機関からご意見を聞くという事で、関係機関というところは、大木町と土地改良区、JA福岡大城、農業委員会、国・県からも意見を取るようになっています。

確かに読んでくださいと言ってもなかなかご理解がいただけるような内容でもないですし、量的にも多いのは承知をしておりますけども、ただ先ほど私が申し上げました、土地利用計画の農振計画が2つの計画になって

おりまして、地域農業計画については町の方で修正がかけられますけども、 土地利用計画については、県などと事前協議をしたりするので、こちらに ついては一番難しいものであって農振で一番言われているのが優良農地を どう守っていくのかというのが計画の一番の肝になっていますので、今は 素案で出していますが、その文言については今後法手続きの中で時間が8 月を目途に作ろうとしておりましたが、県のほうが今は作業が進めないと いう状況がありますので、県の方から法手続きを進めていいよというこ とになれば、その法手続きの中で、今後時間がとれるのでここについても 地域農業計画もこの農業委員会総会で時間をいただければ、少しずつ説明 をしていきたいと思いますし、池口委員から指摘があった分に関しても、 もう一度確認して精査させていただきたいと思います。

この表紙を見ると出来上がったように見えますが、計画書はまだ素案段階です。令和3年3月と入れておりますが、これについてもまだ県との協議中でありますし、農業委員会を始め他の団体の方からもご意見を頂かなければいけませんので、今日十分理解していただいてご意見をということではなく、まずは農振図の基本的な駅周辺の第3種農地については穴あけがきれいにできているとか、狭小農地といわれるところを整備しましょうとか、小さな面積の土地改良した所をきれいに整理をしているというところで、そういったところをしてますという産業振興課からの説明ということで、そういったところをご理解いただいて農業委員会からのほうからご意見をいただければと思います。

またこの中身については8月ぐらいまで法手続きにかかりますので、またこの場を借りまして、説明をさせていただきますので。文言についてもご意見が法手続きの中でも出てくると思いますので、修正しながら進めて行きたいと思いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議長

はい。

黒田委員

出来上がったら、HPにも出されるんですか?

課長

今、県と協議中ですので、出来上がる前に縦覧公告の期間からHPに載せたいと思っております。

それから井手副会長から意見がございました、住民説明会については、 当初予定をしておりましたが、このコロナ禍の中ではなかなか人を集め るのは難しいのと、長丁場になることがわかっておりましたので、広報誌 を使って、見ることが出来ますよとかこういった目的でやってますよとい うことは周知しておりました。県とある程度整いましたら早めにHPにあ げたいと思いますので。

全部なのか抜粋概要版になるのか、一番大事なのはどういったところが 優良農地として残されているかというのが肝になりますので、土地利用計 画は、なるべく細かく見れるように、何十枚かで収めていきたいと思いま す。

地域農業の計画については、今農業者の方については重要なものですので、これについても作成が出来ましたらHPにもしっかり上げていきたい

と思います。

議長

黒田委員よろしいでしょうか?

黒田委員

はい。

議長

他にありませんか。
暫時休憩とします。

(暫時休憩)

議長

では、再開いたします。はい。課長。

廣松課長

すみません。表紙の部分について、訂正をお願いいたします。

計画書となっていますが、計画(案)ということでまだ決まったものではありません。それから令和3年3月となっておりますが、この3月というのは、まだ策定が終わっておりませんので、削除をしていただくということでお持ちいただければと思います。

目次の部分ですが、農地利用計画から第9までありますが、ここにつきましては、第8章までについてはまたこの場をお借りして、1章か2章ずつぐらいで、また県と協議の中で修正がかかる可能性もあるかと思いますので、お時間を頂いた所でご説明をしたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、大溝駅、八町牟田駅周辺の第3種農地をもともと青地だったところを白地化にしていく方向と、土地改良事業を行ってはありますが狭小農地の青地については、白地に整理していくということ。

青地が全体として減ってしまうので、減った分をかえすために、国営で造成された水路等を青地というかたちで土地改良施設という事で編入することで、ある一定の大木町の青地面積を整えていくという考えについてのご意見をいただければと思います。

議長

今、課長の方から説明がありましたが、振興計画について了承して頂き たいということでございます。

土地改良した部分での端田で青で残っている部分。駅周辺で青地が残っている部分について、より見直しをしようという事です。

以前は、土地改良地区のところで青地で残っている部分を農業委員会にかけて変更するという状況がありましたので、そういうのを避けようと。 これで見直しをしようということです。

それと白地の中に青地が残っている分の、駅周辺の分について見直しを したいということです。

そういうことでこの件に関してはご理解いただきたい。

それ以外の分に関しては、また改めて協議をしていきたいと思っておりますので、土地利用計画図並びに地番が入っている部分についての計画に

ついてご了解いただきたい。

松永委員

ちょっといいでしょうか?

議長

はい。どうぞ。

松永委員

八町牟田駅周辺の青地のところを白地にするということでしたが、こちらで勝手にしていいのですか?

例えば、相続ではなく贈与でされている場合は、白地になっている場合は評価が違うので、ものすごく高くなってくるのではないでしょうか? それは、所有者の方にもきちんと伝えるべきではないでしょうか?

議長

古賀係長、説明をお願いいたします。

古賀係長

評価額については、土地改良しているほうの土地の方が高い状態になります。固定資産税の計算についてはです。

ただ、相続税の計算の際に国道主要県道の沿線に張り付いている土地は相続税等の評価上、宅地介在田ぐらいの評価になってくるというところがありますので、農地だけの評価になりますのでそこまで相続税等に影響してくる状況にはならないと思っております。例えば、国道にずらっと張り付いている土地を持ってあるならば、当然額的に大きくなってくると思いますけど。

松永委員

所有者にはこの公告をして、こうなりましたよということだけでしかわからない。

古賀係長

縦覧していただいて。

松永委員

見ないのがいけないとか言ってもいけないのでは? 公告、縦覧しなかったからと、それでいいのか?

古賀係長

制度上の部分になっておりますので、一筆一筆調査をして所有者の方に そうなりますよというところを言うということは想定されておりません。 基本的には狭小農地は除いております。

松永委員

狭小農地はわかりますが、青地のところを白地にするといわれているので、白地になった人は国道の横についていたり、評価が高くなった時に、自分はそんな申請はしてないのに、どうなっているんだとなったときは、公告して見ていないのが悪いと言えるのですか?

古賀係長

一筆一筆全ての部分を所有者の方に、通知するとか、確認を取るとかという部分は、手続き上するということになっておりませんので。

そっちの側面から見ると、不都合な部分があるということになりますが、 農振の制度から見れば、統括して考えるような計画の策定にはなっており ませんので。

議長

すみません。もう一回今日の協議についてはきちんとした状況で意見を 集約したいと思いますので、課長からもう一回説明をお願いいたします。

廣松課長

今回ご意見をいただきたいことは、農振の青地の考え方、白地にしたと ころの考え方についてのご意見を賜ればと思っております。

先ほど、松永委員からご指摘をいただきましたが、青地を白地にしたところの影響が個人さんにあるのではないかということですが、全くないわけではありませんが、逆に今青地で困ってある方もいらっしゃいます。両面ございますので、町の自治総合計画でも駅周辺についてある一定の開発をということで、農地ですので直ぐに開発されるわけではありません。

青地、白地ともに農用地としての利用は可能ですが、白地について狭小 農地、中々用水確保が難しい所については、優良農地ということではなく て白地ということで整理をしていこうということが、住民全体の福祉の交 流に繋がるということを考えて整備をさせていただいておりますので、よ ろしくお願いいたします。

議長

はい。井手副委員長。

井手副会長

それは、納得しましたが、白地の所が極端に言えば、耕作をしている人がいるじゃないですか?今度青地が白地になったら、耕作している人が他の人に貸している場合、その人たちがしないということにならないだろうか?その人たちの承諾も必要ではないか?助成金とかもらえなくなるでしょう?

裏作とか作っても白地のところは助成金がもらえないのでしょう?

廣松課長

青地と白地で関係する分については、国や県の補助事業、例えばハウス を建てるとかそういうときは白地は対象外になっております。

ただ、白地の中でもここにしか建てることが出来ないという場合は、色時を青地に入れる編入手続きというのがあります。これについては優良な農地にする方向ですので、県との協議もスムーズにいきますので、もし万が一そういうことが出れば、そういった編入手続きを踏んで、交付金事業を貰うという形でできますのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

いろいろ意見が出ましたけれども、大木町農業振興地域整備計画の件については、意見なしとしたいと思います。

それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

9. 議案の賛否

- 1)農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 農地法第3条の許可申請について整理番号1 賛成17名 反対 0名
- 3) 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について 賛成17名 反対 0名
- 4) 地域の農業の振興に関する計画及び農業振興地域整備計画に関する意見について
- **10. 閉会の日時** 令和3年3月10日(水)午後2時55分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和 3年 月 日

議 長 (眞崎 萬次)

議事録署名人 (田中 稔男)

議事録署名人 (真辺 恵子)